

---

## C. 福利・厚生

### 1. 定期健康診断

学校保健安全法に基づいて、毎年春に、定期健康診断（内科検診・胸部X線撮影・身体測定・視力聴力検査）を実施しています。結核やその他の疾病の早期発見、早期治療および健康管理のために行うものですので、必ず受診してください。日程については掲示でお知らせします。

### 2. 学生相談・医療サポート

#### 【学生相談室】

学生生活のなかでは、いろいろな問題や悩みが生じることもあるでしょう。不安や悩み（学業・進路・人生・対人関係や精神的な問題など）を誰かに相談したいときは、本館1階の学生相談室に来てください。学生相談はカウンセラーが担当し、親身になってみなさんの相談に応じて適切な指導と助言を行います。なお、相談内容は絶対に秘密が守られますから、思い悩むことなく気軽に申し出てください。

#### 【ハラスメント】

本学は、ハラスメントをはじめ、差別や人権侵害が生じないように、また万が一そのような事態が生じた場合には、迅速に事態が改善されるよう最大限の努力をします。学生からのハラスメントに関する相談にあたるために、学内の教職員をハラスメントに関する相談員に任命しています。相談しやすい相談員に直接相談するか、手紙などで連絡してください。

どのような問題も、一人で抱え込まずに相談してください。プライバシーは守られます。相談することによってあなたが不利になることは、決してありません。

#### 【障がいのある学生】

本学では、障がいのある学生への修学・生活支援の一環として、聴覚に障がいのある学生に対するノートテイク等の制度を設けています。その他、修学において何らかの支援が必要な場合は、学生サポート係および学修支援室や学生相談室で相談を受け付けています。（G. 合理的配慮について参照）

### 【医務室】

学内で発病したり負傷した場合は、学生サポート係に救急薬品・体温計を常備していますので申し出てください。休養を要する場合は医務室備付のベッドを利用できます。もし必要があれば、学校医の診察を受けたり、山内の病院を紹介するなど、緊急の場合に備えて万全を期しています。

### 【最寄りの医療機関】

高野山総合診療所 TEL：0736-56-2911

南山苑 聖愛会診療所 TEL：0736-56-4990

花谷医院 TEL：0736-56-3213

## 3. 通学サポート

### 【学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）】

JRの片道の営業距離が100kmを超える区間を乗車船して旅行する場合に使用できます（普通運賃の2割引）。学割証が必要な学生は身分証明書を提示し、学割証交付願に必要事項を記入（要印鑑）の上、申し込んでください。

※発給は翌日以降です（急を要する場合は申し出てください）。

※学割証の有効期限は通学の学生で3か月です。

※学割証を不正使用すると、本人のみならず、本学学生全体の使用が停止されることもありますのでくれぐれも注意してください。

※学割証は学費の納入が確認されないと受給できません。

※教職員の引率のもと、15人以上の団体でJRを利用する場合は、最大5割の団体割引を受けられる場合があります。

### 【通学定期券】

通学定期券は、大学に届け出ている現住所と大学の最短区間の各交通機関にわたって購入できます。通学以外の目的には購入できません。通学定期券が必要な学生は次の手順で手続きを済ませてください。

- 1) 身分証明書を提示の上、通学証明書交付願に必要事項を記入（要印鑑）
- 2) 通学証明書交付願を提出→通学証明書を発行
- 3) 各交通機関の窓口で、身分証明書と通学証明書を提示の上、所定の定期券購入申込書に必要事項を記入し提出→通学定期券を受給

※住所変更等により通学区間を変更する場合、住所変更届を提出してください。

#### 4. 大学ホール

大学ホールには次の設備（配置図はこの手引きの36頁を参照）があります。

★学友会総務本部室：学友会の執務室です。学友会総務本部委員長をはじめとした本部役員が、会員と連携して、日々の学友会活動を行います。みなさんの積極的な利用を期待します。

★会議室：大学ホール運営委員会が運営します。会議室の使用を希望する場合は、使用願を提出してください。

#### 大学ホール使用心得（抄）

（全般的事項）

1. 大学ホールの各施設の使用責任者は次のとおり。
  - ①学友会総務本部室  
……学友会総務本部委員会委員長
  - ②会議室……学務課長
2. 大学ホールの開館・休館は次のとおり。
  - ①開館時間…午前9時から午後6時まで（ただし、特別な事由のある場合で大学ホール運営委員長の承認を得た場合は、午後8時まで）
  - ②休館日……原則として学年暦の休業日（運営委員長の承認を得た場合はこの限りでない）
3. 大学ホールの施設等の清掃は、次のものが責任をもって行うこと。
  - ①学友会総務本部室（トイレ・玄関ホールを含む）  
……学友会総務本部
  - ②会議室……使用団体
4. 学内団体の使用料は原則として徴収しない。
5. 全学的行事および大学の定期的行事は他の全ての使用に優先する。
6. 大学において予め許可した以外の営利を目的とした行為は認めない。
7. 鍵は各施設および備品等の使用責任者が責任をもって管理する。
8. 指定場所を除き全館禁煙とする。
9. 火気および暖房器具の使用については特に注意すること。
10. 食堂以外での飲食は認めない。
11. 掲示物は所定の場所に掲示する。

12. 大学ホール使用心得に違反した場合は、運営委員会において次の措置を行うことができる。

①使用停止

②損害賠償

(会議室の使用)

13. 会議室の使用については、『大学ホール使用申請書』に必要事項を記入の上、大学ホール運営委員長(事務担当=学生サポート係)に提出のこと。

14. 学生が使用する場合は、『大学ホール使用申請書』に加え集会届も同時に提出すること。

15. 使用申請書に記載した目的以外に使用してはならない。

16. 使用申請書は、使用希望日の3日前までに提出のこと。

17. 清掃・戸締り等は、各使用団体が責任をもってすること。

## 5. 奨学金

経済的援助や修学・研究を助成・奨励するものとして、日本学生支援機構の奨学金、本学独自の学内奨学金、地方公共団体や民間団体の奨学金があります(金額は年度により変更されることがあります)。

※貸与奨学金は、卒業後に返還する義務があることをよく考えてから申請してください。

### 1) 日本学生支援機構(JASSO)

日本学生支援機構の奨学金に関する募集や説明会の日程は、学内掲示板でお知らせしますので、希望者は定期的に掲示板を確認してください。

#### ①貸与型

・貸与月額(平成30年度以降入学者)

	第一種(無利子)	第二種(有利子)
学部生(自宅通学)	2万、3万、4万、5万4千円	2万~12万円の間 で1万円刻み
学部生(自宅外通学)	2万、3万、4万、5万、6万4千円	
博士前期課程(修士課程)	50,000円、88,000円	5、8、10、13、15万円
博士後期課程	80,000円、122,000円	

※令和2年度以降、次頁②給付型奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、貸与月額が制限されます。

## ②給付型（高等教育の修学支援制度）

本学は、2020年度から国が実施する高等教育の修学支援制度の対象機関となりました。住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料等の減免とJASSOの給付型奨学金による支援が行なわれています。

詳細は文部科学省やJASSOのHP等で確認するか、学生サポート係に問い合わせてください。

## 2) 主な学内奨学金（給付）

学内奨学金の募集は、毎年5月上旬ごろに行います。詳細は掲示板でお知らせしますので、注意して確認するようにしてください。経済状況と成績・人物の審査があります。

名 称	対 象	金 額
高野山大学奨学金	学部2・3・4回生 編入生は編入した翌年より対象	授業料相当額／授業料半額相当額
高野山住職会奨学金	高野山真言宗寺院徒弟の 大学院生・学部生・別科生	200,000円（年額）
申徳会奨学金	真言宗寺院の後継者で得度 受了者の大学院生・学部生	200,000円（年額）
佐伯奨学金	学部生1名	500,000円（年額）
松浦禪朝奨学金	学部4回生2名	年度毎に決定（50,000円 程度）
高野山大学同窓会 奨学金	大学院生・学部生・別科生	新入生100,000円（年額） 在学生200,000円
名越奨学金	大学院生・学部生	240,000円（年額）
高野山真言宗徒弟 奨学金	高野山真言宗寺院の徒弟 で、学資出資者が高野山真 言宗教師の大学院生・学 部生・別科生	25,000円（年額）
高野山真言宗寺院子 弟修学奨励金	学部1回生で学資出資者 が高野山真言宗の住職（併 設校は除く）	200,000円（年額）

高野山大学高野山真言宗後継者育成奨学金	高野山真言宗の僧侶（已灌頂者）で、専修学院長の推薦状を有する大学院生・学部生	授業料相当額の範囲内
高野山大学外国人留学生奨学金	「留学」の在留資格を有する大学院生・学部生	授業料相当額の範囲内
高野山大学大学院奨学金	本学大学院生	授業料相当額の範囲内

### 3) 地方公共団体・民間団体奨学金

各地方公共団体及び民間団体でそれぞれの奨学制度を設けて、奨学金を貸与または給与している機関があります。関係機関から本学に案内があった場合、その都度掲示板でお知らせします。その他奨学金を希望する方は、各自インターネット等で自分に合った奨学金を検索して、申請方法等学生サポート係に相談してください。

### 4) 岸本クラブ活動振興基金

神戸市萬福寺住職の岸本孝雄師（本学卒業生）からの寄付金を基金とし、顕著な活動を行ったクラブ・同好会に対して、課外活動の振興を奨励する制度です。毎年5月上旬に募集をしますので、奮って応募してください。なお、申請の際は前年度の活動報告並びに当該年度の活動計画を提出する必要があります。

## 6. 学生のための保険制度

### 1) 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

教育研究活動中、通学途中における不慮の事故により身体に傷害を被った場合の補償救済措置として、学生全員が加入している保険制度です（保険料は大学負担）。

この保険は、

- ・ 正課を受けている間
- ・ 大学行事に参加している間
- ・ 上記以外で大学施設内にいる間
- ・ 大学が認めた課外活動を行っている間
- ・ 通学途中（課外活動の往復も含まます）

以上の活動範囲に適用されます。保険金は本人の申請に基づいて支払われますので、上記の活動中に万一事故にあった場合は、所定の手続きをしてください。  
※詳細は「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。

## 2) 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

教育研究活動中、通学途中において、他人にケガを負わせた場合や他人の財物を損壊した場合等に対する補償救済措置として、学生全員が加入する保険制度です（保険料は入学手続き時に入金済）。

この保険は、

- ・ 正課を受けている間
- ・ 大学行事に参加している間
- ・ 大学が認めた課外活動を行っている間
- ・ 通学途中（課外活動の往復も含みます）

以上の活動範囲内で発生した偶然な事故によるケガ、物品の滅失、破損・汚損に適用されます。保険金は本人の申請に基づいて支払われますので、上記の活動中に万一事故にあった場合は、所定の手続きをしてください。

※詳細は「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照してください。

## 7. 下宿・アパート

高野山内で下宿を探す場合は、学生サポート係を訪ねてください。ただし、大学で扱う情報はあくまで基礎的なものなので、詳細については直接不動産取引業者や管理者に尋ね、入居契約を結ぶ際も直に締結してください。高野山外で下宿を探す場合は、不動産取引業者を利用してください。なお、新しい下宿に引っ越した場合は、現住所変更届を提出してください。

## 8. アルバイト

大学生活に慣れた上で行うのが望ましく、また学業の妨げや日常生活に支障をきたすような、過度なアルバイトは避けてください。収入ばかりに気をとられ、多くの収入を得ようとする、どうしても肉体的に無理な重労働や風紀上好ましくない仕事をしなければならなくなります。同時に講義の出席率が低下し、単位取得に苦しみ恐れもあります。その点をよく考え、学生である立場をわきまえて行うように留意してください。

山内アルバイトのお知らせは学生通用口の近くに掲示していますので、活用してください。